

## 1 業務名

Koriyama Z-PRO(こおりやま広域圏Z世代プロジェクト創出・伴走支援)事業業務委託

## 2 業務の目的

本業務では、こおりやま広域圏(※1)において、まちづくりや地域活動に意欲的なZ世代(※2)が、地域においてやりたいことを実現するために、Z世代が主体的にプロジェクトの企画立案及び運営する上で必要となるノウハウ習得等に係る伴走支援を行う。また、本業務を通じて、Z世代が積極的にチャレンジできる機会を創出することで、Z世代のチャレンジマインドや地域愛の醸成を通じて地域への定着を促進し、「若者に選ばれるまち」を実現するための環境を整備することを目的とする。

※1 こおりやま広域圏とは、郡山市を含む17市町村で、住民が引き続き現在の居住地で生活できるように利便性を維持向上させ、将来にわたって豊かな地域として持続していくことを目指し形成を進めている連携中枢都市圏であり、現在は、郡山市、須賀川市、二本松市、田村市、本宮市、大玉村、鏡石町、天栄村、磐梯町、猪苗代町、石川町、玉川村、平田村、浅川町、古殿町、三春町、小野町の17市町村で構成されている。

※2 本業務におけるZ世代は、概ね1995(平成7)年4月2日～2010(平成22)年4月1日生まれの者とする。

## 3 業務における役割

本業務における役割は次のとおりとする。

- (1) 郡山市 本業務の発注者として、受注者との総合調整及び監督業務を行う。また、必要に応じて、参加するZ世代の後方支援(イベント等の周知協力)を行う。
- (2) 事業者 本業務の受注者として、Z世代がまちづくりや地域活動においてやりたいことの実現に向けた伴走支援を行う。実施に当たっては、Z世代の意向を最大限尊重するものとする。
- (3) Z世代 本業務の参加者として、まちづくりや地域活動においてやりたいことを実現するために、事業者から必要なノウハウ等の指南を受けながらプロジェクトを企画立案・運営する。プロジェクトに係る経費についてはZ世代の負担とする。

## 4 業務の内容

受注者は、Z世代が主体的に企画立案・運営するプロジェクトの実現に向け、スタートアップ及び活動の継続性を保つための伴走支援として、次の項目について実施するものとする。なお、実施にあたり最終的な内容や方法については、発注者と協議の上決定すること。

- (1) 全体統括・進行管理
  - ア 年間計画の策定
  - イ 月例会議の運営

- ウ 進捗管理及び関係者調整
- (2) Z世代団体の募集・決定
  - ア 対象者
    - 主な活動拠点をこおりやま広域圏とし、まちづくりや地域活動を通じてやりたいことがあるZ世代団体とする。なお、Z世代団体の定義としては2名以上のZ世代のみで構成された団体とする。
  - イ 募集団体数
    - 2団体以上とする。
  - ウ 募集方法
    - 公募によるものとする。
  - エ 団体決定
    - 応募内容をもとに、本市との協議により決定する。
- (3) 伴走支援プログラム
  - 参加団体が、事業終了後も主体的かつ継続的に活動できるよう必要なノウハウ等を適切に指南できる伴走支援プログラムを作成すること。なお、プログラムの内容については、以下の項目を必須とするが、それ以外の項目については、事業者の提案に委ねる。
    - ア やりたいことの実現支援（進行管理・総合調整、実現に向けたアドバイス等）
    - イ 民間事業者等との協働・協賛設計支援（クラウドファンディング・資金調達方法等）
    - ウ 情報発信支援（ポスター・チラシ制作、SNS発信、PR動画制作等）
- (4) プロジェクトチームの組成
  - 伴走支援プログラムを実施するほか、参加団体同士の交流や情報共有の場として、プロジェクトチームを組成すること。
    - ア キックオフミーティングのほか、月1回以上の定例会を開催する。
    - イ プロジェクトの企画立案・運営に向けた伴走支援プログラムを実施する。
- (5) 成果報告
  - ア 成果報告書の作成
  - イ SNS・WEB等による情報発信
- (6) 業務の効果測定
  - 翌年度以降の業務改善の参考として、参加団体及び関わった民間事業者等の関係団体に対し、満足度及び課題などを把握するためのアンケートを実施すること。
- (7) 保険の加入
  - 受注者の責任において、必要に応じて参加団体の保険加入手続きをすること。
- (8) 留意点
  - ア 必要な人員を確保し、業務を円滑に遂行するものとする。
  - イ 業務の進捗を定期的に遅滞なく本市へ報告すること。
- (9) 上記(1)～(8)のほか、本業務に価値を付加するもの等、提案上限価格の範囲内で本業務の目的に沿う実現可能な企画を提案することができる。

## 5 実施体制

- (1) 受注者は、本業務の実施に当たり、プロジェクト全体を統括する責任者を配置し、効率的なプロジェクト管理を行うこと。
- (2) 受注者は、業務遂行における体制を明確にし、作業に従事する者（責任者を含む）の氏名及びその連絡先を明記した作業体制表を契約締結時に提出すること。
- (3) 受注者は、発注者との連絡・調整が速やかに行うことができる連絡・調整体制を構築すること。発注者と綿密に打ち合わせを行い、進捗に応じてその都度必要な情報提供を行う等、当該業務を適正に執行すること。

## 6 委託期間

契約締結の日から令和8年11月30日まで

## 7 施行場所

本市が指定する場所

## 8 費用負担

本業務にかかる経費（広報経費、調査経費、会場使用料、参加者の保険料等）は委託費に含むものとする。なお、Z世代が活動する経費は各自で調達とするため、委託費には含まれない。

## 9 個人情報の保護

個人情報の取扱いについては、郡山市個人情報保護条例等を厳守すること。

## 10 成果品・納品場所

- (1) 3に関する業務実施報告書（必要に応じ概要版を作成すること。）
- (2) 本業務実施にあたり作成、収集した資料データ等一式
- (3) 作成にあたってはMicrosoft Office環境において完全に再現可能な形式で納品することとし、その互換性については受注者が責任を負うものとする。
- (4) 本市の指定する方法で納品すること。
- (5) 納品場所

〒963-8601 福島県郡山市朝日一丁目23-7

郡山市市民部ダイバーシティ推進課

TEL 024-924-3351

## 11 業務責任者の選任

受注者は、本業務内容の指示と確認、業務の調整を行うために、業務全体を総括的に指揮

する業務責任者を選任し、本市にその氏名を書面で通知するものとする。これらの者を変更したときも同様とする。

業務責任者は、委託業務現場における一切の事項を処理するものとする。

#### 12 業務実施計画書等

受注者は、契約締結後、本市と協議の上、必要に応じ業務実施計画書等を本市に提出しなければならない。また、その内容を変更する場合は、速やかに本市に報告しなければならない。

#### 13 指示事項の対処

業務実施に関して、本市の指示及び指摘事項については、速やかに対処するものとする。

#### 14 秘密の保持

業務実施に当たって、知り得た秘密を第三者に漏えいしてはならない。契約終了後も同様とする。

#### 15 再委託の禁止

受注者は、本業務を第三者に再委託してはならない。ただし、あらかじめ本市の書面による承認を受けたときはこの限りではない。

#### 16 打合せ

本業務を円滑に実施するため、受注者は本市と随時連絡をとり、業務方針、進捗状況及び疑義等について打合せを行わなければならない。なお、打合せ協議に要する移動等の経費については、全て受注者の負担とする。

#### 17 損害賠償等

受注者は、本業務遂行中に受注者の責めに帰すべき事由により生じた事故等により、本市、参加者又は第三者に損害を与えた場合、直ちに本市に報告し、本市の指示に従うものとする。なお、損害賠償の一切の責任は受注者が負うものとする。

#### 18 権利の帰属

本業務において作成又は使用した成果品等の著作権については、本市に帰属するものとし、受注者は本市の許可なく、公表、使用、複製又は貸与をしてはならない。

#### 19 事故発生時の対処

本業務の実施に際し、事故等が発生した場合には、受注者は現場の状況把握を行い、事故等の状況について直ちに本市に報告しなければならない。この場合において、被害拡大防止

のためのやむを得ない事情があると認められるときは、臨機に安全対策等の必要な措置を行わなければならない。

20 貸与資料

本市から提供を受けた資料は本業務にのみ使用するものとする。ただし、第三者に提供する場合であらかじめ本市の書面による承認を得たものについてはこの限りではない。

21 疑義等の決定

本仕様書に定めのないものについては双方協議の上決定する。